

監事意見書

独立行政法人通則法第三十八条第2項の定めに基づく、電子航法研究所の平成20年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見は次のとおりである。

I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員からの説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧および証憑書類との突合、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

II 監査の結果

1. 財務諸表は法令および独立行政法人会計基準に従い適正に表示していると認める。
2. 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。
3. 「重要な会計方針の変更」に記載されている通り、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却額が取得価格の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。なおこの変更に伴う損益に与える影響は軽微である。また、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストは2,335,798円増加している。
当該変更は「独立行政法人会計基準」および「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（平成12年8月（平成20年2月最終改定）総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会）Q31-7を適用し変更したものであり、正当な変更と認めます。

平成21年6月23日

独立行政法人 電子航法研究所

監事

柴田 良平



監事

鈴木 清

